

第1部 プランの策定にあたって

1 共生のまち白山プラン（第3期白山市障害者計画・第5期白山市障害福祉計画・第1期白山市障害児福祉計画）策定の背景

近年、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。国際的には、国連が平成18年に「障害者権利条約」を採択し、障害のある人の尊厳の尊重と権利の保障を明確にしました。日本はこの条約について平成19年に署名し、国内関係法の整備を進め、平成26年に批准しています。

国内では、平成23年6月の「障害者虐待防止法」の制定や、同年8月の「障害者基本法」の改正、平成24年6月には、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正がなされ、さらに平成25年6月には「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月から施行されています。

なかでも、平成23年8月の「障害者基本法」の改正により、「障害者」の定義を、それまで「個人の機能障害により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」としていたものを、「障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」と改め、いわゆる「医学モデル」から「社会モデル」に大きく転換しました。また、新たに盛り込まれた「合理的配慮（過度の負担とならない変更や調整）」は、障害を理由とする差別の禁止とともに、障害のある人が地域で障害のない人と共に生きる「共生のまちづくり」において、最も必要で重要な考え方です。

障害福祉サービス事業については、平成15年にそれまでの措置制度から、障害のある人が自ら選択し、契約する支援費制度に変更されました。

その後、障害者自立支援法が平成18年に施行され、身体、知的、精神の3障害の障害福祉サービスが一元化され、利用者本位のサービス体系に再編されました。また平成22年に同法が改正され、発達障害もサービスの対象となり、平成24年には名称も「障害者総合支援法」に変更され、難病も対象となりました。

本市では、これらの障害者施策の変遷の中で、平成24年度から平成29年度までの「第2期白山市障害者計画」と平成27年度から平成29年度までの「第4期白山市障害福祉計画」に基づき、様々な施策を推進してきました。

また、障害者差別解消法の制定を受け、平成27年に白山市共生のまちづくり専門委員会を設置し、本市の条例制定について協議を重ね、平成29年6月に、障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供により、全ての市民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、共に生きる「共生のまち」の実現を目指す「白山市共生のまちづくり条例」を県内で初めて制定し、同年10月に施行しました。

今回、障害のある人と障害のない人が共に地域で安心して暮らし続けることができるよう、2018年度（平成30年度）から2023年度（平成35年度）までの「第3期白山市障害者計画」、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの「第5期白山市障害福祉計画」と「第1期白山市障害児福祉計画」を策定します。

この3つの計画を総称し、「共生のまち白山プラン」とします。

2 共生のまち白山プランの性格

（1）共生のまち白山プランの性格

合理的配慮の提供や障害福祉サービス、その他の支援等により社会的障壁が除かれることで、障害のある人の自立や社会参加が可能となり、「共生のまち」が実現できます。

この考え方に基づき策定した計画をまとめたものが「共生のまち白山プラン」です。

障害者施策の基本事項を定める第3期障害者計画では、全体を通じて「共生」に着目し、教育、福祉、医療、雇用などあらゆる分野における連携により、共生のまちづくりにつないでいきます。

また、「自立」を支援する障害福祉サービスについて定める第5期障害福祉計画や第1期障害児福祉計画（以下、障害福祉計画等）では、「共生」のための「自立」に着目し、合理的配慮を含め、障害のある人のライフステージに合わせた適切な支援を定めます。

このように、「共生」と「自立」は切り離せない関係にあることから、障害福祉計画等は、第3期障害者計画の中で定めます。

また、「共生のまち白山プラン」は、国の障害者基本計画、県のいしかわ障害者プラン、市の総合計画、地域福祉計画など上位、関連計画等、さらには「白山市共生のまちづくり条例」と整合性のあるプランです。

【共生のまち白山プランの構成】

第1部 プランの策定にあたって

第2部 白山市の障害のある人の現状

第3部 プランの基本的な考え方

第4部 目標年度の障害のある人の数

第5部 分野別の共生と合理的配慮

第1章 生活環境における共生

第2章 コミュニケーションにおける共生

第3章 防災等における合理的配慮

第4章 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

第5章 保健・医療との連携

第6章 就労における共生

第7章 保育・教育における共生

第8章 文化芸術活動・スポーツにおける共生

第9章 行政における合理的配慮

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

第10章 合理的配慮、障害福祉サービスその他の支援を通じた自立と共生

（2）共生のまち白山プランを構成する各計画について

① 第3期白山市障害者計画

「障害者計画」は、障害のある人に関する施策の基本的な計画で、障害者基本法第11条第3項に基づき作成されるものです。

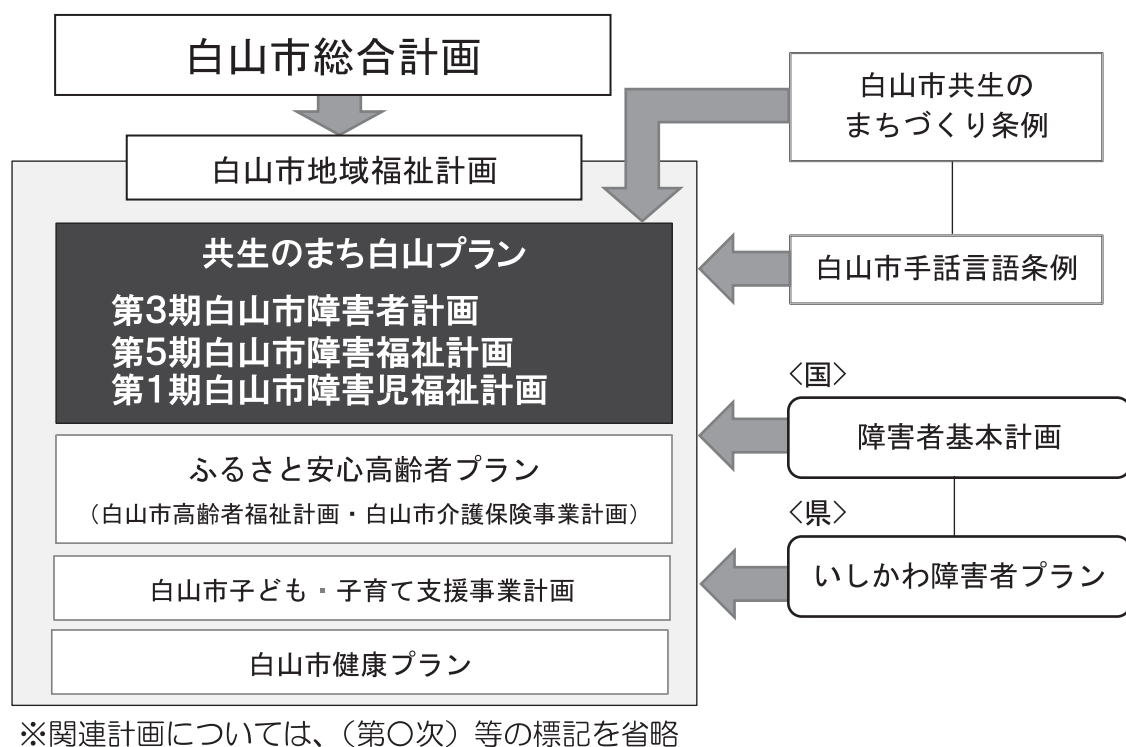
本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための中長期的な計画です。

② 第5期白山市障害福祉計画

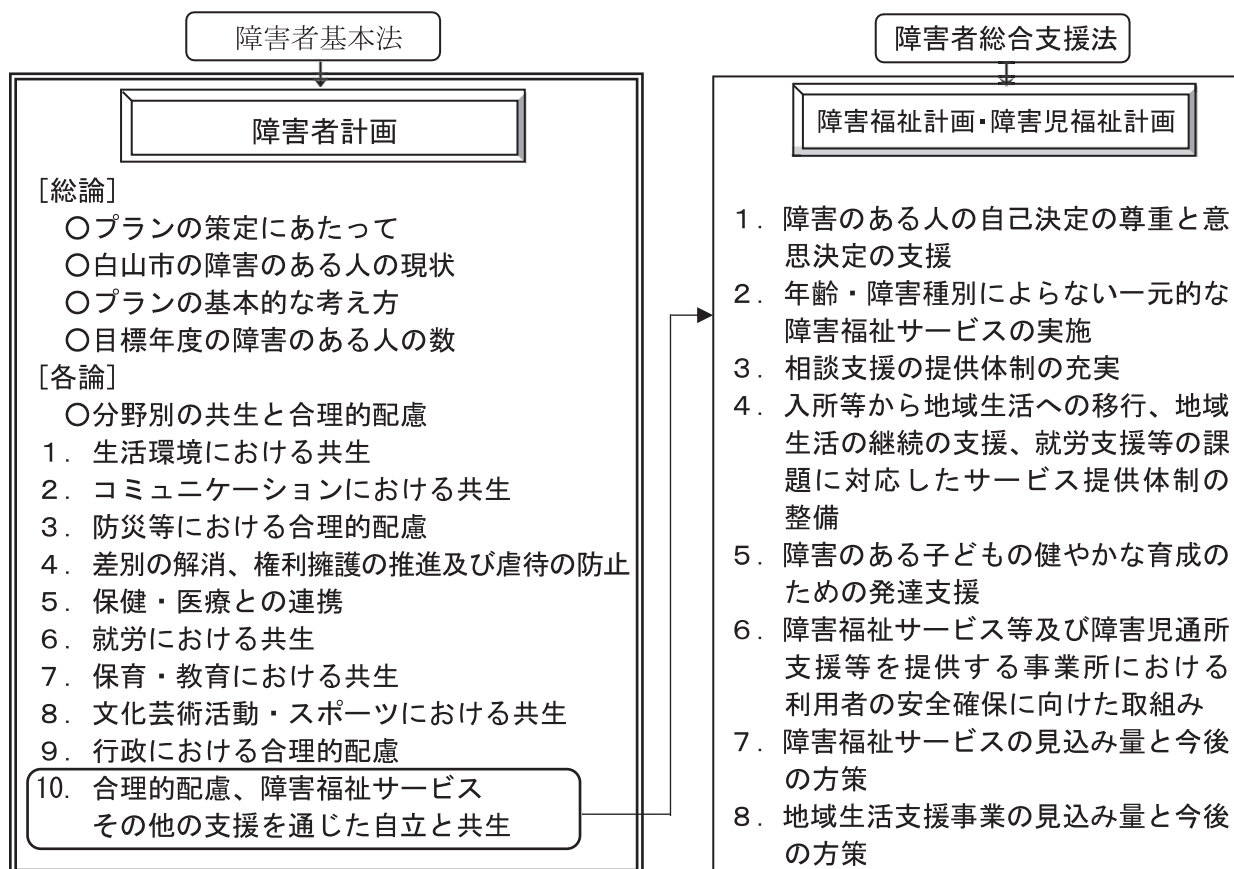
「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき、障害のある人が地域で自立して生活を送るための支援、成果目標、障害福祉サービスの提供体制を内容とし、障害福祉サービスの年度ごとの見込みや今後の方策など、必要な事項等について定めることとなっています。

③ 第1期白山市障害児福祉計画

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障害のある子どもが地域で生活を送るための支援、成果目標、障害福祉サービスの提供体制を内容とし、障害福祉サービスの年度ごとの見込みや今後の方策など必要な事項等について定めることとなっています。



[障害者計画と障害福祉計画の関係]



(3) 計画の期間

【白山市障害者計画】(6年間)

第1期：平成18年度～平成23年度

第2期：平成24年度～平成29年度

第3期：平成30年度～平成35年度(2018年度～2023年度)

【白山市障害福祉計画】(3年間)

第1期：平成18年度～平成20年度

第2期：平成21年度～平成23年度

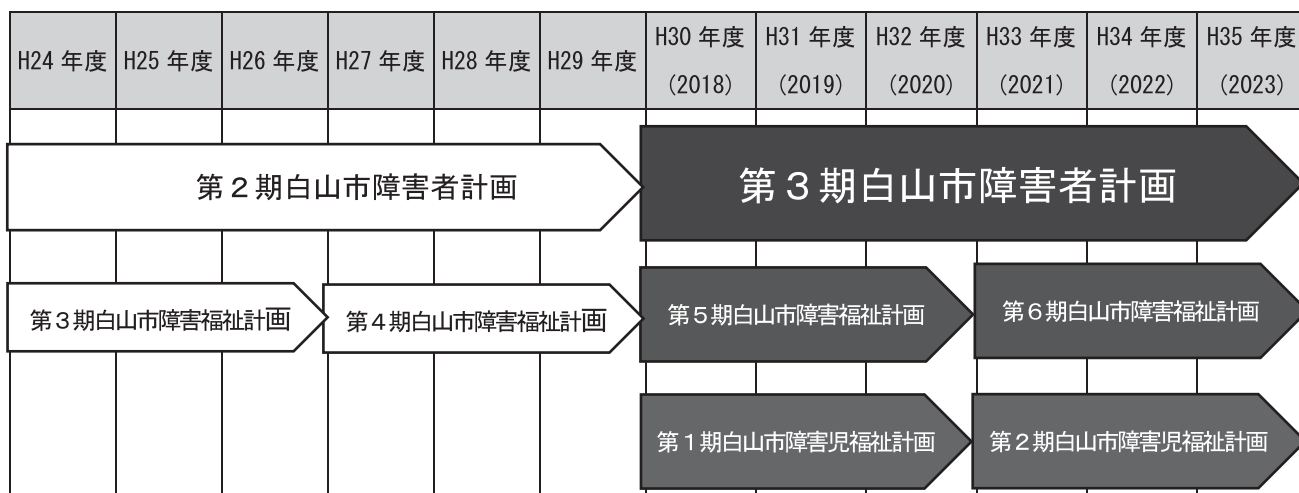
第3期：平成24年度～平成26年度

第4期：平成27年度～平成29年度

第5期：平成30年度～平成32年度(2018年度～2020年度)

【白山市障害児福祉計画】(3年間)

第1期：平成30年度～平成32年度(2018年度～2020年度)



(4) その他

「共生のまち白山プラン」は、年に一度点検、評価を行います。

3 推進体制

共生のまちづくりと障害のある人の自立に関する取組みを市全体で進めるため、各関係機関の連携を図ります。

推進体制イメージ図

